
「e-Japan 重点計画-2002」における戦略

Strategy in 'e - Japan Priority Policy Program'

星城大学 伊藤征一

Seijoh University Seiichi Itoh

1. はじめに

近年のIT政策に関する抜本的かつ組織的な取り組みは、2001年1月の「e-Japan 戦略」で始まった。2001年3月には、「高度情報ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)第35条に基づいて、「e-Japan 重点計画」が策定された。2002年6月には、この計画を見直し、「e-Japan 重点計画-2002」(以下、「重点計画」と呼ぶ)が、IT戦略本部によって策定された。

この計画には、重点政策5分野として、以下の分野が挙げられている。

- 1) 世界最高水準の高度情報ネットワークの形成
- 2) 教育及び学習の振興並びに人材の育成
- 3) 電子商取引等の促進
- 4) 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進
- 5) 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

重点分野として、5分野に絞ったとはいえ、その内容は多方面にわたっている。また、個々の政策は、各省ごとの視点に基づいて作られており、

全体として一貫した視点が貫かれているわけでもない。一つ一つの政策は重要なものであっても、全体としての思想が見えてこない。

そこで、本稿では、「ITによる産業振興」という視点を設定してこの重点計画を読み、視点に合う部分をピックアップしながら、ストーリーを再構築してみることにする。

2. 視点の設定

ここでの視点は以下のとおりである。

まず第1は、政策や制度の対象として、企業セクターに重点を置くということである。行政の情報化は、政府内部(GtoG)、政府と国民の間(GtoC)、政府と企業の間(GtoB)のように分けることができるが、この中で重要なのは、GtoBである。GtoGについては、政府の内部コストが下がるだけで、企業部門に対する影響は小さいと考えられる。また、GtoCについては、「申請・届出等手続きのオンライン化」といっても、一般国民が戸籍謄本や住民票などを取り寄せる回数は非常に少なく、そのようなものが電子化されてどのよ

うな効果があるのかという声もある。やはり、G to Bが重要ということである。

次に、G to Bの場合、両者のシステム連動を実現するためには、B to Bの場合と同様、XML言語を介したシステム連携が重要になってくる。また、電子情報が国境を容易に越えるという性格を有していることや、ネットワークがわが国とアジア諸国との関係強化のための最良の手段であることから、外国との関係も重視すべきである。

さらに、従来型産業に対する対応だけでなく、ITを活用したニュービジネスの創出という観点も重要である。

以上をまとめると、対象として重点を置くべき分野はG to Bであり、XMLを介した両者のシステム連携までを実現すべきである。また、Bとしては、従来型ビジネスだけでなく、ITによるニュービジネスや外国企業をも含んで考えるべきである。

以下、このような視点で、「e-Japan 重点政策—2002」を読んでいくこととする。

3. 重点政策5分野

前述のように、「重点計画」では5つの重点分野を挙げている。

これらのうち、1) 世界最高水準の高度情報ネットワークの形成と、2) 教育及び学習の振興並びに人材の育成および5) 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保については、いずれも基本インフラの整備というべきもので、議論するまでもなく必須のものである。問題は、質的、量的にどの程度にするかということだけなので、ここではとりあげないこととする。

一方、3) 電子商取引等の促進と、4) 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用 の推進については、その内容や実施方法によって、評価が分かれるものである。以下においては、このような観点から、3) と4) について見ていくことにする。

4. 電子商取引等の促進

「重点計画」の3) として提示された「電子商取引等の促進」については、「具体的施策」として、次の4点を挙げている。

- ①電子商取引等の浸透のための制度整備の充実
- ②商取引の電子化の加速的推進
- ③消費者保護対策の充実
- ④国際的な環境整備

①では、電子商取引市場の安定性や信頼性の確保を図るために必要な基幹的制度整備をおおむね完了させたいと、さらにきめ細かな制度整備を行うこととされており、これにより、基本的な問題は解決されることになる。

②については、その内容にいくつかの戦略的要素が含まれている。

ア) 適正な競争条件の整備

イ) 新しいビジネスの創出と産業競争力の向上については、どちらの項目にも、デジタルコンテンツに関する施策が述べられている。特にイ) においては、

『ITを活用した新たなビジネスの創出・国際的な産業競争力の向上に資するよう、その基礎となる知的財産権の適正な保護及び利用を図るとともに、事業者が積極的にITを活用するような事業環境の整備のための諸般の施策を実施する』として、次のような措置を挙げている。

- 1) 著作権の権利処理の円滑化等
- 2) デジタルコンテンツの流通増大のための複製防止等の技術開発の促進
- 3) 海賊版対策の強化

また、本「重点計画」策定直後の2001年7月3日に知的財産会議の「知的財産戦略大綱」が定められたが、そこでも、

『過去の成功を支えた経済モデルからの脱却と新たな成長モデルの模索』の必要性が唱えられ、『知的財産の創造のよりいっそうの推進と、その適切な保護・活用により、わが国経済・社会の活性化を目指す具体的な改革工程を示し、「知的財産立国」の実現に向けた道筋を明らかにする』ことが主張されている。

このように、政府の政策の中では、現在の経済を活性化するためには、従来型ビジネスに変わる新たなビジネスの創出が必要とされ、無形資産の創造を産業の基盤にすることが求められている。

次に、④では、『国境を容易に越える電子取引の特性に鑑み、わが国と経済社会的に密接な関係にある諸国家・地域との間で、電子取引に関する制度調和を構築し、国際性のあるIT社会を形成する』としている。この中で、『XML言語を利用したEDIの国際標準化規格(ebXML)について、アジア地域内の普及促進を図る』としている。

ここでは、XMLをベースに国際展開を図ろうという戦略が見てとれる。現在、アジアにおいては、中国を含め、自由貿易圏(FTA)を構築しようという動きが急であるが、こうした動きと呼応して、この戦略が位置づけられるものと考えられる。

5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

「重点計画」の4)として提示された「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進」については、①行政の情報化(電子政府の実現、電子自治体の構築の推進)と、②公共分野の情報化に分けて、具体的施策が提示されている。

5-1 行政の情報化(電子政府の実現と電子自治体の構築)

行政の情報化については、『行政情報の電子的提供、申請・届出等手続きの電子化、文書の電子化、ペーパーレス化および情報ネットワークを通じた情報共有・活用等に向けた業務改革』が挙げられ、『2003年度までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する』ことを目標としている。

これらは、GtoG、GtoCの色合いが強いように見えるが、GtoBに着目してみると、「行政手続の電子化」の中に、「ワンストップサービス」についての記述を見ることができる。この中に、以下

のような、各種業務処理システムに関する具体的施策が挙げられている。

『輸出入・港湾諸手続について、通関情報処理システム(NACCS)、港湾EDIシステム及び乗員上陸許可支援システム等の各システムを相互に接続、連携することにより、ワンストップ化を推進し、2003年度のできる限り早い時期までに、これら手続のシングルウィンドウ化を実現する』

ここでは、企業の輸出入業務に関わる諸手続きに、「ワンストップ化」および「シングルウィンドウ化」を導入するとしている。このように企業の業務に直結するシステムが「ワンストップ化」、「シングルウィンドウ化」されることで、業務効率は大幅に向上すると思われる。この計画はさらに、次のように展開されている。

『2002年度中に、NACCSのインターネット接続を実施するほか、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRANS)の間及びNACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム間を、それぞれ相互に接続、連携する』

これらのシステム間連動は、政府内でのシステム連動にとどまらず、以下のように、民間システムとの連動にまで発展させることになっており、その意義はきわめて大きいといえる。

『2003年度までの実現を予定している輸入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を推進する』

また、「政府調達電子化」として、『国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を2004年度までに構築する』という施策が重要である。CALS/ECとは、公共事業のライフサイクル全般(調査・計画、設計、入札、施工および維持管理)において発生する各種情報を電子化し、ネットワークを利用して情報の交換・共有ができる仕組みのことであり、その情報のやり取りにXML文書が使われることになっている。その意味で、このCALS/ECはきわめ

て重要である。これに対応するため、建設業界においてXMLが急速に普及すると思われるからである。既に、建設業界向けのXML解説書も市販されるようになってきている。

このケースでは、政府の政策が、申請・届出手続の電子化による効率化やコスト削減といった直接の目的を越えて、結果的に、業界の情報化の促進につながるようになるのである。

ただ、ここで注意すべきことは、国土交通省の現場では、直接的目的の方に関心があり、建設業界のIT化そのものには、それほど興味を持っていないように見受けられることである。これが、産業のIT化を所掌する経済産業省であれば、状況は違ってくると思われる。

このように、同じ問題でも所掌する官庁によって問題意識が違うという状況のため、「重点計画」のストーリー立てがぼやけることになる。

このような官庁の思惑はともかくとして、建築業界においては、必要に迫られて、XMLの普及が進むことと思われる。

5-2 公共分野におけるIT化の推進

公共分野のIT化については、「サービスの多様化及び質の向上を図ること等により、広く国民がITの恩恵を享受できる社会を実現する」ことを目標としている。

具体的施策としては、以下の7項目が挙げられている。

- 1) 化学技術・学術研究分野の情報化
- 2) 芸術・文化分野の情報化
- 3) 保健、医療、福祉分野の情報化
- 4) 高度道路交通システム（ITS）及び公共交通分野の情報化の推進
- 5) 環境分野の情報化
- 6) 地理情報システム（GIS）の推進
- 7) 防災分野の情報化

この中では、6) 地理情報システム（GIS）の推進が重要と思われる。4) 高度道路交通システム（ITS）及び公共交通分野の情報化の推進も、ビジネス分野への影響は大きいと思われるが、

ここでは、GISの推進を取り上げる。

まず、『防災、まちづくり、交通、環境、教育等の行政分野、民間業務の合理化・効率化、新しいビジネスモデルの創造、国民生活の高度化・多様化を図るため、「GISアクションプログラム2002-2005」に沿った所要の施策を着実に実施する』と宣言した後、いくつかの地図情報提供のためのプロジェクトを提示している。

その中のひとつに、G-XMLに関する次のような記述がある。

『2003年度までに、GISコンテンツをG-XML化し相互に紹介・流通させる場を提供する仕組みを開発し、インターネット等により広く一般に提示することにより、多種多様なGISコンテンツの市場流通を実現し、新たなサービス・産業の創出を促進する』

さらに、次のように続けている。

『2002年度中を目途に、地理情報標準のJIS化及びG-XMLの国際規格化提案を行い、以後、政府はこれらの標準を率先して使用するとともに、その普及を図る』

ここにもコンテンツビジネスの育成、XMLの普及に対する期待が感ぜられる。このように、公共分野の情報化については、ITS、GISなどニュービジネスにつながる可能性のあるものが多く、注目に値する。

6. おわりに

以上のように見てくると、「e-Japan 重点計画-2002」に基づいて、次のような戦略を提示することができる。

『現下の日本経済の長期停滞の中で、従来型ビジネスはXMLをベースとした企業間および企業・政府間のシステム連携により、新たなビジネスモデルを構築していくべきである。また、GISを始めとするデジタルコンテンツ・ビジネスなど、新たな知的財産ビジネスを振興するべきである。そのため、知的財産権の適正な保護および利用を図る必要がある。さらに、ボーダレス時代の

アジア経済の統合のため、XMLに基づく海外企業との連携を推進することが望まれる』

上記の戦略は、「e-Japan 重点計画-2002」を「ITによる産業振興」という視点で整理したものであるが、異なる視点に基づいて、各種の戦略を作ることができる。「e-Japan 重点計画-2002」は、そのための有益な材料を提供してくれるのである。

参考文献

- IT 戦略本部、e-Japan 重点計画-2002、IT 戦略本部、2002 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/020618honbun.pdf>)
- 西村総合法律事務所 ネット・メディア・プラクティスチーム編著、IT法大全、日経BP社、2002
- 坂村健、21世紀日本の情報戦略、岩波書店、2002
- 高橋徹・永田守男・安田浩編、次代のIT戦略、日本経済評論社、2002
- 財団法人日本情報処理開発協会編、情報化白書、コンピュータ・エイジ社、2002
- 田中成典編、建設業界のためのXML、工学社、2003

参考サイト

- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
(IT戦略本部)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>
- 知的財産戦略会議
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/>